

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）について

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の観点からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

Society5.0・グローバル化（生産年齢）人口減少の進行 共生社会
 児童虐待の増加 貧困問題の深刻化 地域社会のつながりや支え合いの希薄化
 子供たちの規範意識や社会性等の課題
 複雑化・多様化した学校の課題に伴う教職員の勤務負担

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、**社会総掛かりでの教育の実現**が不可欠です。

社会総掛かりで教育を実現する上で、これからの公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「**地域とともにある学校**」へと転換していくことが重要です。

コミュニティ・スクールは「**地域とともにある学校づくり**」に有効なツールです

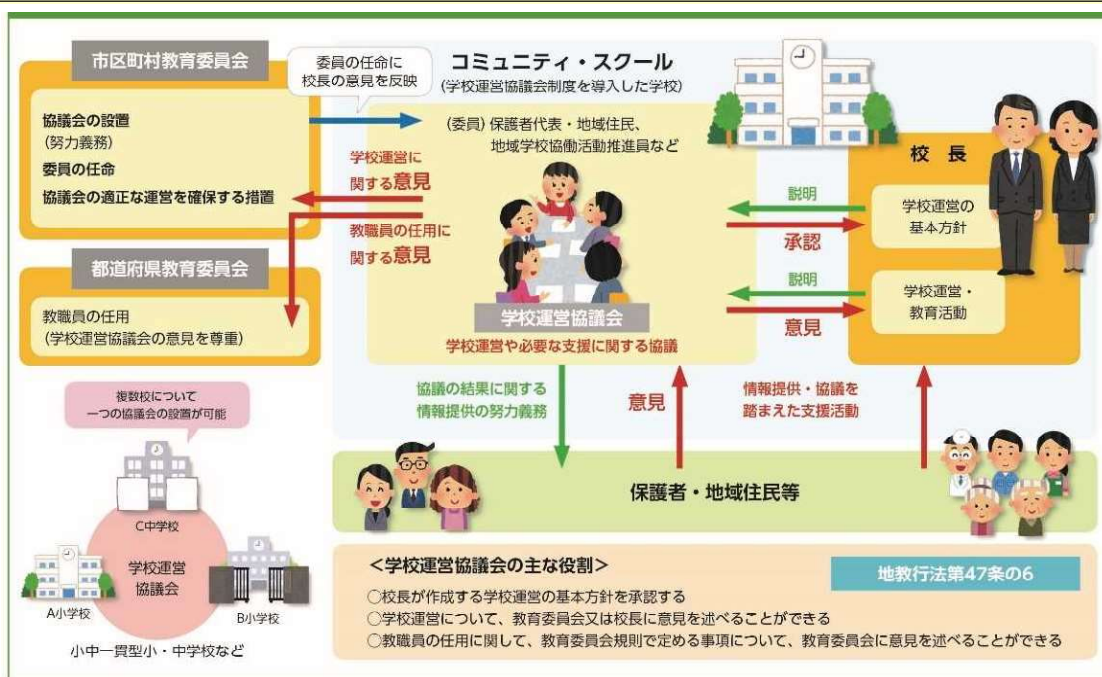


中央教育審議会答申（平成27年12月）
 →全ての公立学校において学校運営協議会の設置を目指すべき

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成29年3月）
 →協議会の設置について、教育委員会に対して努力義務を課す

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6（令和2年4月～：第47条の5）】 H16制定、H29改正
コミュニティ・スクールの主な3つの機能

- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する
- **学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる
- **教職員の任用に関して**、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる



※**学校運営の責任者は校長**であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。